

審 尋 調 書 (第 2 ・ 和 解)

事 件 の 表 示 令和 4 年 (㊿) 第 1 8 9 号
期 日 令和 4 年 9 月 2 1 日 午 前 1 1 時 0 0 分
場 所 京 都 地 方 裁 判 所 第 5 民 事 部 審 尋 室
裁 判 官 酒 本 雄 一
裁 判 所 書 記 官 森 昌 一
出 頭 し た 当 事 者 等 債 権 者 伊 藤 要
債 権 者 代 理 人 中 島 晃
同 諸 富 健
債 務 者 植 柳 自 治 連 合 会 代 表 者 会 長
宇 野 健 藏
債 務 者 代 理 人 湯 川 二 朗

審 尋 の 要 領

当 事 者 間 に 次 の と お り 和 解 成 立

第 1 当 事 者 の 表 示

別 紙 当 事 者 目 録 記 載 の と お り

第 2 申 立 て の 表 示

申 立 て の 趣 旨 及 び 理 由 は 仮 処 分 命 令 申 立 書 に 記 載 の と お り で あ る か ら , こ れ
を 引 用 す る 。

第 3 和 解 条 項

別 紙 の と お り

裁 判 所 書 記 官 森 昌 一

別紙

当事者目録

京都市下京区新町通北小路下る辰巳町756番地1

債権者 伊藤 要

同代理人弁護士 中島 晃

同 諸 富 健

京都市下京区新町通花屋町上る良町846

債務者 植柳自治連合会

同代表者会長 宇野 健 藏

同代理人弁護士 湯川 二 朗

別 紙

和 解 条 項

- 1 債権者は、債務者に対し、植柳自治連合会（以下「自治連」という）を構成する学区居住者個々人の信教の自由を侵害することがないように、時代祭行列に関する費用を自治連から支出しないことを申し出た。
- 2 債務者は、債権者の申出を真摯に受け止め、令和4年の時代祭行列に係る費用を自治連から支出しないこととした。
- 3 債権者と債務者は、今後、学区居住者の信教の自由を侵害することのないように自治連と宗教行事との関係について必要な協議を行うものとする。
- 4 債権者と債務者は、本和解により令和4年（ヨ）第189号時代祭資金支出差止仮処分を終了させることを合意する。
- 5 本件申立費用は各自の負担とする。

以 上

これは正本である。

令和4年9月26日

京都地方裁判所第5民事部

裁判所書記官 森 昌一